

## 社会福祉法人犬山市社会福祉協議会災害見舞金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、暴風、豪雨、洪水、地震等の自然災害及び火災（以下「災害」という。）により被害を受けた者（以下「被災者」という。）に対する災害見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要綱において被災者の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 災害により自己の居住する住居を全壊又は全焼した者
- (2) 災害により自己の居住する住居を半壊又は半焼した者
- (3) 床上浸水等により自己の居住する住居が日常生活できない状態にある者

### (災害見舞金の支給)

第3条 災害により被害を受けた当時、犬山市に在住する被災者の属する世帯の世帯主に対し災害見舞金を支給するものとする。

### (災害見舞金の額)

第4条 被災者に対し、支給する災害見舞金は、次のとおりとする。

区 分	支 給 単 位	支 給 額
第2条第1号該当者	1 世 帯	30,000円
第2条第2号該当者	〃	15,000円
第2条第3号該当者	〃	10,000円

### (見舞金の支給の制限)

第5条 被災の原因が被災者の故意又は重大な過失によるものと認められる場合、見舞金の支給は行わないものとする。

- 2 市が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合は、その都度定めるものとする。

### (災害見舞金の返還)

第6条 犬山市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）は、偽りその他不正な手段により災害見舞金の支給を受けた者がある場合には、その者が受けた災害見舞金の全額又は一部を返還させることができる。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月26日から施行する。